

【別紙】

指定短期入所生活介護 利用料金表

1. サービス利用料金 地区区分単価 1級地【特別区】¥11.10

○平成30年4月1日以降(1割負担)

(日額)

個室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (1割)	滞在費	食費	利用者負担額
要介護1	6,482円	649円	1,150円	1,380円	3,179円
要介護2	7,237円	724円			3,254円
要介護3	8,014円	802円			3,332円
要介護4	8,769円	877円			3,407円
要介護5	9,501円	951円			3,481円

特別養護老人ホーム羽田におきましては、個室のご利用でも旧基準を経過措置で満たしており、利用料(滞在費)は多床室と同じになります。

多床室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (1割)	滞在費	食費	利用者負担額
要介護1	6,482円	649円	840円	1,380円	2,869円
要介護2	7,237円	724円			2,944円
要介護3	8,014円	802円			3,022円
要介護4	8,769円	877円			3,097円
要介護5	9,501円	951円			3,171円

【その他加算】

加算名	サービス費 (10割)	利用者負担額 (1割)	該当加算○印
生活相談員配置等加算(共生型サービスの場合)	144円	15円	
生活機能向上連携加算			
(Ⅰ)個別機能訓練加算加算時	1,110円	111円	
(Ⅱ)	2,220円	222円	
機能訓練体制加算	133円	14円	
個別機能訓練加算	621円	63円	
看護体制加算			
(Ⅰ)	44円	5円	
(Ⅱ)	88円	9円	
(Ⅲ)イ	133円	14円	
(Ⅲ)ロ	66円	7円	
(Ⅳ)イ	255円	26円	
(Ⅳ)ロ	144円	15円	
医療連携強化加算	643円	65円	
夜勤職員配置加算			
(Ⅰ)	144円	15円	○
(Ⅱ)	199円	20円	
(Ⅲ)	166円	17円	
(Ⅳ)	222円	23円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,220円	222円	
若年性認知症利用者受入加算	1,332円	134円	
送迎加算(片道)	2,042円	205円	○
緊急短期入所受入加算	999円	100円	○
療養食加算 (1日3食を限度に1食につき)	88円	9円	
在宅中重度者受入加算			
看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合	4,673円	468円	
看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合	4,628円	463円	
看護体制加算の上記のいずれも算定している場合	4,584円	459円	
看護体制加算を算定していない場合	4,717円	472円	
認知症専門ケア加算			
(Ⅰ)	33円	4円	
(Ⅱ)	44円	5円	

サービス提供体制強化加算				
(Ⅰ) イ	199円	20円		
(Ⅰ) ロ	133円	14円		
(Ⅱ)	66円	7円		
(Ⅲ)	66円	7円		○

介護職員処遇改善加算		
(Ⅰ)	[介護報酬総単位数]×8.3%	○
(Ⅱ)	[介護報酬総単位数]×6.0%	
(Ⅲ)	[介護報酬総単位数]×3.3%	
(Ⅳ)	([介護報酬総単位数]×3.3%)×90%	
(Ⅴ)	([介護報酬総単位数]×3.3%)×80%	

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

2. キャンセル料について

ご利用をキャンセルされる場合や食事が不要となる場合は、すみやかにご連絡をお願いします。

利用前日17時まで、ご連絡がなかった場合は、次表のとおり食費相当額(初日分)がキャンセル料としてかかります。

連絡日時 負担限度額認定区分	利用前日17時まで	利用前日17時～、 ご連絡がなかった場合
第1段階	0円	300円
第2段階		390円
第3段階		650円
第4段階		1,380円

※滞在費と食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額とします。

※朝食:290円、昼食:630円、夕食:460円

3. 介護保険給付対象外サービスの費用

日常生活上必要とされる諸費用	実費
クラブ活動費	実費
理美容費	1回 1,500 円
複写物の交付	1枚 10 円
行政手続きの代行	実費

4. 滞在費、食費の負担額(日額)

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

段 階 区 分			滞 在 費		食 費	
所 得 区 分		利用料負担段階	個 室	多床室		
市 町 村 民 税	世 帯 課 税 者		第4段階	1,150円	840円	1,380円
	世 帯 非 課 税 者	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超	第3段階	820円	370円	650円
		合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	第2段階	420円	370円	390円
		老齢福祉年金受給者など	第1段階	320円	0円	300円